



2019年10月

一般社団法人 日本建設業連合会

2020年 日建連表彰 第61回 BCS賞 募集要項

本会は、次のとおり第61回BCS賞候補作品の募集を行います。

◎選考委員会委員（敬称略、五十音順）

赤松 佳珠子	(株)シーラカンズアンドアソシエイツ (法政大学)
伊香賀 俊治	慶應義塾大学
賀持 剛一	(株)大林組
川島 克也	(株)日建設計
国府田 道夫	(株)三菱地所設計
後藤 春彦	早稲田大学
菅 順二	(株)竹中工務店
竹内 徹	東京工業大学
徳久 光彦	戸田建設(株)
堀部 安嗣	堀部安嗣建築設計事務所 (京都造形芸術大学)
松村 正人	大成建設(株)
野城 智也	東京大学

I. 本賞について

<p>1. 目的</p>	<p>BCS賞は、毎年、優良な建築物を表彰することにより、建築に係わる事業企画の質及び計画・設計、施工、環境、維持管理その他建築技術の進歩向上を図り、もって良好な建築資産を創出し、わが国の文化の進展と地球環境の保全に寄与することを目的とする。</p>										
<p>2. 対象建築物</p>	<p>日本国内において建築された建築物ないしは建築群（以下「建築物」という。）で、2020年4月30日時点において供用開始後1年以上を経過（2019年4月30日までに供用開始）したもの。供用開始の時期は別表のとおり。</p>										
<p>3. 表彰対象者</p>	<p>1) BCS賞の表彰は、受賞した建築物（以下「受賞作品」という。）の建築主、設計者及び施工者の三者に対して行う。</p> <p>2) 前項の建築主、設計者及び施工者は、原則として次のとおりとする。</p> <p>① 建築主 受賞作品の建築確認の申請者又は設計もしくは施工に関する契約の当事者</p> <p>② 設計者 受賞作品の設計に関する建築主との契約の当事者又はその者の責任において当該作品の設計図書を作成した者</p> <p>③ 施工者 受賞作品の施工に関する建築主との契約の当事者 ただし、分離発注された設備工事、造園工事等の施工者は含まない</p> <p>3) 建築主、設計者及び施工者の相互の協力関係において、主要な役割、深い関与、専門性における不可欠な貢献を果たし、前項の建築主、設計者又は施工者に実質的に該当すると判断される者については、建築主、設計者、施工者のいずれかの一員として表彰対象者に加えることができる。</p>										
<p>4. 選考基準</p>	<p>1) 選考の基本方針 BCS賞の選考は、建築の事業企画、計画・設計、施工、環境及び建築物の運用・維持管理等に関する総合評価に基づいて行う。</p> <p>2) 建築主、設計者及び施工者の協力関係 建築主、設計者及び施工者の相互の協力関係が良好であり、適正な価格により正常な施工が行われ、その結果、優良な建築物が建築されていることを選考に当たって重視する。</p> <p>3) 安全 選考に当たっては、安全に充分配慮して、企画、設計及び施工が行われていたかについて留意する。</p> <p>4) 評価項目</p> <table border="1" data-bbox="448 1711 1458 1957"> <tr> <td>事業企画</td> <td>事業プログラムの健全性、社会貢献に係わる先見性</td> </tr> <tr> <td>計画・設計</td> <td>デザイン・技術の適切性、設計全般に係わる先進性</td> </tr> <tr> <td>施工</td> <td>管理手法の適格性、難条件克服・技術伝承・生産技術に係わる革新性</td> </tr> <tr> <td>環境</td> <td>地域環境・地球環境の持続性、生活環境に係わる上質性</td> </tr> <tr> <td>維持管理</td> <td>施設の運用性、ライフサイクルに係わる波及性</td> </tr> </table>	事業企画	事業プログラムの健全性、社会貢献に係わる先見性	計画・設計	デザイン・技術の適切性、設計全般に係わる先進性	施工	管理手法の適格性、難条件克服・技術伝承・生産技術に係わる革新性	環境	地域環境・地球環境の持続性、生活環境に係わる上質性	維持管理	施設の運用性、ライフサイクルに係わる波及性
事業企画	事業プログラムの健全性、社会貢献に係わる先見性										
計画・設計	デザイン・技術の適切性、設計全般に係わる先進性										
施工	管理手法の適格性、難条件克服・技術伝承・生産技術に係わる革新性										
環境	地域環境・地球環境の持続性、生活環境に係わる上質性										
維持管理	施設の運用性、ライフサイクルに係わる波及性										

	<p>上記表右欄の評価軸のそれぞれについて、考え方と事例等を補足的に示す。 なお、選考にあたっては、それぞれの評価軸について、上記2)の「建築主、設計者及び施工者の協力関係」(三位一体)を基盤とした、与条件の解決に取り組む求心性と企画的技术的チャレンジとしての発展性の2つの視点が意識される。</p> <p>(事業企画)「事業プログラムの健全性」は事業企画ニーズを原点とし、 「社会貢献に係わる先見性」には社会ニーズに応える都市的手法他を含む。 (計画・設計)「デザイン・技術の適切性」は計画・設計ニーズを原点とし、 「設計全般に係わる先進性」には仕様・性能における設計手法他を含む。 (施工)「管理手法の適格性」は品質・コスト・安全を原点とし、「難条件克服・技術伝承・生産技術に係わる革新性」には伝統建築保存・生産性他の取り組みを含む。 (環境)「地域環境・地球環境の持続性」は環境ニーズを原点とし、「生活環境に係わる上質性」には快適・健康・景観等の領域他を含む。 (維持管理)「施設の運用性」はユーザーニーズを原点とし、「ライフサイクルに係わる波及性」には機能更新や地域共生等の活動他を含む。</p>
5. 応募者	<p>応募は、建築主、設計者及び施工者のいずれが行うものとする。 応募に当たっては、建築主、設計者及び施工者の同意を得る。</p>
6. 募集期間	<p>2020年1月6日(月)から同1月31日(金)17時までに事務局必着のこと。17時をもって受付終了とする。</p>

II. 応募資料

1. 提出資料等	<p>所定申込書を日本建設業連合会(以下「本会」という。)ホームページよりダウンロードし、下記項目の提出資料を全てA4判にて作成、番号ごとにクリップ留めをしたものをクリアファイルに収めて提出のこと。別途、下記5)、6)の電子データをCD-ROMに収め提出すること。</p> <p>1) 応募申込書 1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築関係者欄の建築主、設計者、施工者は、本要項の「I. 本賞について-3. 表彰対象者-2)項」に定めるとおりである。 ・本要項の「I. 本賞について-3. 表彰対象者-3)項」に基づいて応募する者を含め、各応募関係者の建築主、設計者及び施工者の相互の協力関係における役割と貢献を明確化して応募申込書に記載のこと。 ※選考過程において、建築主、設計者及び施工者の協力関係に関する評価及び各応募関係者の表彰対象者としての適格性の判断の資料となる。なお、応募者の適格性について確認し、変更を求める場合がある。 ・共同で業務に従事した場合には、応募に当たって、作品名及び関係者名の表示等について関係者間での同意を徹底する。 <p>2) 応募作品説明書(様式1~3) 1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画、設計、施工その他作品の特徴について、要点を簡潔に表現し、所定の事項は必ず記述すること。 <p>3) 図面(配置、平面、立面、断面、縮尺は適宜)(A4判以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製本はしないこと。白黒コピー時に支障のない、また、鮮明で分かり易い図
----------	---

	<p>面とすること。図面内には写真を入れないこと。</p> <p>4) 上記 2)の「応募作品説明書」の企画・設計・施工その他作品の特徴の記述に加え、構造・環境・施工・都市計画に関する(技術的)特徴を説明する資料(A4判4枚以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書式自由。写真やグラフ等を入れ、項目ごとにPRポイントをまとめること。特にPRポイントがない場合には「特になし」と記入すること。 <p>5) 写真(プリント及び画像データ)(8枚以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プリントはキャビネ判サイズ(130×180mm程度)とし、A4判写真専用紙に印刷(又は白い台紙に貼付)する。写真を説明する語句を付ける場合は、台紙に記載する。 ・画像データはJPEG(必須)及びTIFF(任意)の2種のデータ形式とし、次項「パワーポイント」と同じCD-ROMに収納すること。 ・受賞作品公表時、報道関係への配布資料や本会ホームページ等に使用する為、正面もしくは全容の写真及び主たる特徴がわかる写真を8枚のうち必ず含むこと。写真の使用及び著作権等については「2. 著作権」を参照のこと。 <p>6) パワーポイント (16枚以内)</p> <p>選考委員会にて映写するので、以下の事項に注意のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイトル画面1枚と、建物の内外観、工法、その他建物の特徴がよく表現されている静止画像画面15枚以内のデータとすること。 ・Microsoft Powerpoint (Ver. 2000以上)で作成し、CD-ROMの盤面及びデータタイトルは「第61回BCS賞 “応募作品の名称”」と明記し提出すること。 ・画像ファイルのサイズは、1画面1MB以下とし、合計15MB程度で作成すること。なお、タイトル画面を含む全てのスライドの背景は原則白色とする。 ・画像は静止画のみとし、全ての効果機能の使用を禁止とする。(アニメーション、ナレーション、画像の表示効果など) ・タイトル画面の応募作品名称は黒字で入力し、各画面には、ロゴマーク等余分なものは一切入れないこと。 ・キャプション(簡単な説明を20字以内)を入れる場合は画面に余白を設け、黒字で入れること。 <p>※本会は、上記の資料の作成に要した費用は負担しない。なお、提出資料は選考終了後、応募者の申し出により返還する。上記以外に必要なに応じて資料の追加を求めることがある。</p>
<p>2. 著作権</p>	<p>1) 受賞作品の応募資料として提出された写真等について、本会は編集出版権を持つ。</p> <p>2) 本会は受賞作品を電子媒体によって公開できる。</p> <p>3) 本会が受賞作品集等及び本会ホームページに写真等を掲載することを前提に、写真等について他者の著作権及び第三者の肖像権を侵害することの無いように十分注意すること。</p>
<p>3. 提出及び 問い合わせ先</p>	<p>一般社団法人 日本建設業連合会 建築部「BCS賞」係 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内 電話 03-3551-1118 FAX 03-3555-2463</p>

Ⅲ. 選考及び受賞作品の表彰等

<p>1. 選考委員会</p>	<p>選考委員会は、以下の構成の委員 12 名をもって構成し、本会内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識委員：構造、環境、施工、都市計画の 4 分野から各 1 名 ・設 計 者：設計事務所から 4 名（組織事務所から 2 名、個人事務所から 2 名（内少なくとも 1 名は大学教授又は教授相当の者（名誉教授を含む））） ・本会会員会社：4 社から各 1 名
<p>2. 選考プロセス</p>	<p>選考は、選考委員会の合議に基づき、次により行う。作品の評価は、「I. 本賞について－4. 選考基準」に基づいて行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 第一次選考：選考委員 12 名が応募資料を基に一定数の作品を選出する。 ② 現地調査：第一次選考で選ばれた作品について、選考委員が分担して、建築主、設計者及び施工者の立会いの下、現地にて総合的な観点から調査する。 ③ 専門分野評価：学識委員は、現地調査を担当しない案件も含め第一次選考で選ばれた全作品について、各委員の専門・担当分野に関し、統一的に評価を行う。 ④ 第二次選考：全作品の評価項目毎の評価について情報共有・意見交換の上、選考委員全員で総合評価を行い、受賞作品を選考する。 <p>受賞作品は、選考委員会の選考結果に基づき、日建連表彰委員会が決定する。</p>
<p>3. 表彰等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 優良な建築物 15 点以内を表彰する。 2) 表彰は、受賞作品の建築主、設計者及び施工者に対し、それぞれ表彰状を贈るほか、以下を贈呈する。 建築主：受賞作品に取り付けることができるブロンズ製の表彰パネル 設計者及び施工者（共同企業体の場合は、代表者）：賞牌 3) 表彰式は、2020 年 11 月に行う。
<p>4. 受賞作品の紹介</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 受賞作品の決定後、受賞作品の建築主、設計者及び施工者に通知するとともに、新聞、雑誌等に公表する。 2) 本会は、受賞作品集の発刊及び公的機関への配布、ホームページなどにより、受賞作品をわが国の代表的建築物として広く内外に紹介する。 3) 受賞者は、本会が受賞作品の関係資料をマスコミ、展示会、その他のメディア等に掲載、展示をする場合（パネルの貸出を含む。）は、無償で使用することを認めるものとする。紹介にあたっては、設計者等の業務詳細の表記を省略する。

別表 建物用途と供用開始の時期

記号	建物用途	供用開始の時期
A1	事務所ビル	使用が開始されたとき
A2	官公庁舎等施設	
B	学校施設	開校のとき
C1	博物館	開館のとき（展示が公開されたとき）
C2	美術館	
C3	展示場	
C4	図書館	開館のとき（利用者の閲覧が開始されたとき）
C5	資料館・文学館	開館のとき（展示公開、資料の利用等が開始されたとき）
D	スポーツ施設	開館のとき（施設の利用が開始されたとき）
E1	文化会館	開館のとき（公演等が行われるようになったとき）
E2	劇場	
E3	コンサートホール	
F	商業施設	営業開始のとき
G	ホテル	営業開始のとき（宿泊、レストラン等の利用が開始されたとき）
H	住宅	入居が可能となったとき
I	病院・医療施設	開院・開所のとき（医療行為が行われるようになったとき）
J	複合施設	建築物内の各施設の全部について使用が開始されるとき
K1	宗教施設	使用が開始されたとき
K2	斎場	
L	福祉施設	開所のとき（施設の用途に沿った使用が開始されたとき）
M	研修施設	開所のとき（施設の用途に沿った使用が開始されたとき）
N	研究所	開所のとき（施設の用途に沿った使用が開始されたとき）
O	保養所	開所のとき（施設の用途に沿った使用が開始されたとき）
P	工場	操業が開始されたとき
Q	駅・空港・ターミナル	その施設の用途に沿った使用が開始されたとき
R	歴史的建造物	建物の公開が開始されたとき
S	その他	その施設の用途に沿った使用が開始されたとき

※建物用途についての説明

注：本表は応募及び受賞作品の分類のため、本賞の範囲内で適用するものです。

- B：構内の図書館・講堂・寄宿舎等もここに含む。
- E1：集会所の他、多目的ホール・体育館等を有するものを含む。
- H：集合住宅・戸建住宅の他、寄宿舎、寮などを含む。
- J：複数の主要な用途を有する建物、建物群或いは地域再開発。
- L：保育所の他、幼稚園を含む。
- P：ごみ焼却所、清掃工場、発電所を含む。
- R：保存・公開され、当初の用途には使われていない建物。